

監査結果公表第18 - 9号

財政援助団体等の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成18年9月1日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 措置の通知

財政援助団体等の結果に対する措置の通知

平成18年8月2日付け八八八第112号

八尾市人権協会

世界人権宣言八尾市実行委員会

財団法人 八尾市国際交流センター

財団法人 八尾市文化振興事業団（一般会計）

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072 - 924 - 3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八人人第 112号
平成18年8月2日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	大 松 桂 右 様
同	田 中 裕 子 様

八 尾 市 長 仲 村 晃 義

監査の結果に対する措置の通知について

平成18年2月3日付け監査報告第17-11号の、財政援助団体等監査の結果に基づく措置について別紙のとおり八尾市人権協会、世界人権宣言八尾市実行委員会、財団法人八尾市国際交流センター、財団法人八尾市文化振興事業団より通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

八尾市人権協会

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告(できるだけ具体的に記載して下さい。)
諸規定の整備について 前回の定期監査の指摘に基づき、就業規則等は整備されたが、事務処理・会計処理等の取扱いを明確にするため、引き続き規程等の整備を図られたい。	措置状況 1. 措置済(平成18年3月31日) 指摘事項につきましては、事務処理、会計処理に関する規程の整備を行いました。

(別紙)

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

世界人権宣言八尾市実行委員会

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告(できるだけ具体的に記載して下さい。)
会計事務等の処理について 事務処理・会計処理等の取 扱いを明確にするため、規程 等の整備を検討されたい。	措置状況 3. 検討中 事務処理・会計処理等の規程の整備に関しては今後検討していきます。

(別紙)

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

財団法人八尾市国際交流センター

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告(できるだけ具体的に記載して下さい。)
規程関係について 通勤手当において、実際は八尾市に準じ支給しているが、嘱託員の勤務条件等に関する規程で一部改正されていない箇所があるので改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成18年2月3日) 通勤手当支給について、八尾市に準じた規程を定めている中で、規程改正が遅れていた箇所について、即時に改正を行いました。

定期監査の結果に対する措置の内容

財団法人 八尾市文化振興事業団（一般会計）

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告（できるだけ具体的に記載して下さい。）
<p>1 経理事務について</p> <p>(1) 日々現金で徴収する使用料、プリズム会費等は、金融機関の翌営業日に入金し預かり金として同日経理帳簿に計上しているが、現金収納日に計上するよう改善されたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済み（平成 18 年 4 月 1 日）</p> <p>平成 18 年 4 月 1 日に会計システムへの入力時、窓口入金日を現金収納日とするように改めました。</p>
<p>(2) 販売図書の一部において、物品販売収益で計上するところ手数料収入で計上されているので適正な勘定科目での処理に改善されたい。また、資産価値のある物品販売については、貸借対照表の棚卸資産に計上されたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済み（平成 18 年 2 月 27 日）</p> <p>販売図書の一部において、資産価値のない図書を展示していたため、誤って販売し、手数料収入として計上しておりました。現在は、販売委託された図書等のみを販売し、手数料収入として計上しております。今後、資産価値のある物品販売については、収益として計上するとともに貸借対照表の棚卸資産に計上します。</p>
<p>2 使用料徴収事務について</p> <p>(1) 営利を目的とした催事に対して営利加算を徴収していない事例が見受けられたが、八尾市文化会館条例、同施行規則に免除規定はなく、同条例、規則に基づく処理に努められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済み（平成 18 年 4 月 1 日）</p> <p>催事別での営利・非営利を一覧表に整理しました。平成 18 年 4 月 1 日より、一覧表に基づき、営利を目的とした催事に対しては、八尾市文化会館条例に基づき処理を行っております。</p>
<p>(2) 附属設備使用料の徴収について、八尾市文化会館条例施行規則では使用料合計の 100 円未満は切り捨てと規定されているが、50 円まで徴収しているものが散見されたので、同規則どおりの徴収に努められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済み（平成 18 年 4 月 1 日）</p> <p>平成 18 年 4 月 1 日に指定管理者制度導入に伴い、八尾市文化会館条例及び同施行規則が改正されました。条例の規定に基づき、附属設備使用料等は指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされているため、附属設備使用料を定め、徴収しております。</p>
<p>3 委託料の精算について</p> <p>市主催事業の委託料については、事業完了後速やかに精算されたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済み（平成 18 年 4 月 11 日）</p> <p>平成 18 年 4 月 11 日に文書にて文化振興課より指導を受けました。今後は事業完了後、速やかに精算を行います。</p>